

## 平成 20 年度第 1 回岸和田市ラブホテル建築審議会会議議事録

■と き 平成 21 年 3 月 27 日（金） 午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分まで

■と ころ 岸和田市職員会館 2 階大会議室

|       |      |           |
|-------|------|-----------|
| ■出席委員 | 会 長  | 伊 藤 伸 史   |
|       | 会長代理 | 白 出 尚 美   |
|       | 委 員  | 皆 見 量 政   |
|       | 委 員  | 熊 取 ち 糸 み |
|       | 委 員  | 高 木 義 廣   |
|       | 委 員  | 宇 都 京 孝   |

■開 会 定足数の確認（事務局） 委員 6 人中 6 人が出席  
（岸和田市ラブホテル建築規制条例施行規則第 9 条第 2 項に規定する定  
足数を具備）

■ 会長互選

■ 岸和田市ラブホテル建築規制条例について

■閉 会

|        |       |        |
|--------|-------|--------|
| ■そ の 他 | 配 席 図 | 別紙のとおり |
|        | 傍 聴 人 | なし     |
|        | 報道関係  | なし     |

## ○開 会

事務局から、会議開催当初、委員 6 名中 6 名の出席を確認したので岸和田市ラブホテル建築規制条例施行規則第 9 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 20 年度第 1 回岸和田市ラブホテル建築審議会会議が有効である事を報告した。

## ○会長互選

岸和田市ラブホテル建築規制条例施行規則第 7 条に基づき会長の互選により、会長に伊藤委員が、会長代理に白出委員が選任された。

また、平成 20 年度第 1 回岸和田市ラブホテル建築審議会会議の議事録署名人として白出委員及び皆見委員がそれぞれ会長より指名された。

## ○ 岸和田市ラブホテル建築規制条例について

事務局から、岸和田市ラブホテル建築規制条例及び同施行規則、岸和田市国際観光ホテル設置奨励条例及び同施行規則についての説明がされた。また、過去の諮問案件の事例紹介として、平成 7 年度第 2 回岸和田市ラブホテル建築審議会において審議された案件の説明がされた。その後、意見交換が行われた。

（委員）市内でホテルの計画が出てくれば、案件として当審議会で審議することになるが、建築基準法や開発指導要綱等他法令との関連も含めてフロー図を作ってくれればありがたいと思う。

（事務局）フローについて口頭で説明しますと、通常の建物の場合まず計画についての事前相談をしていただき、それに対する回答後、事前協議をおこない確認申請となります。ホテルの場合ですと、事前協議の段階で計画の届出をおこなっていただき、ラブホテル審議会でも審議していただくことになります。フロー図については後日作成していきます。

また、最近流行りの 24 時間営業のネットカフェは旅館業法上はホテルではな

いということで、建築基準法上もホテルとは扱っていませんが、今後ホテルという扱いになると、審議会で審議していただくことになります。

（委員）既存のラブホテルが一旦解体し更地にした後には建てるとなると、既得権という扱いでラブホテルを建築できるのか。

（事務局）一旦更地になれば、その後の建築は新築という扱いになり、ラブホテルは建築できません。

（委員）市内でラブホテルが１件解体されると聞いているが、本当なのか。

（事務局）１件、解体の届出は出ていますが、後の計画については何も届け出はできていません。

（委員）市内でホテルの計画はないのか。

（事務局）今のところ計画は聞いていません。

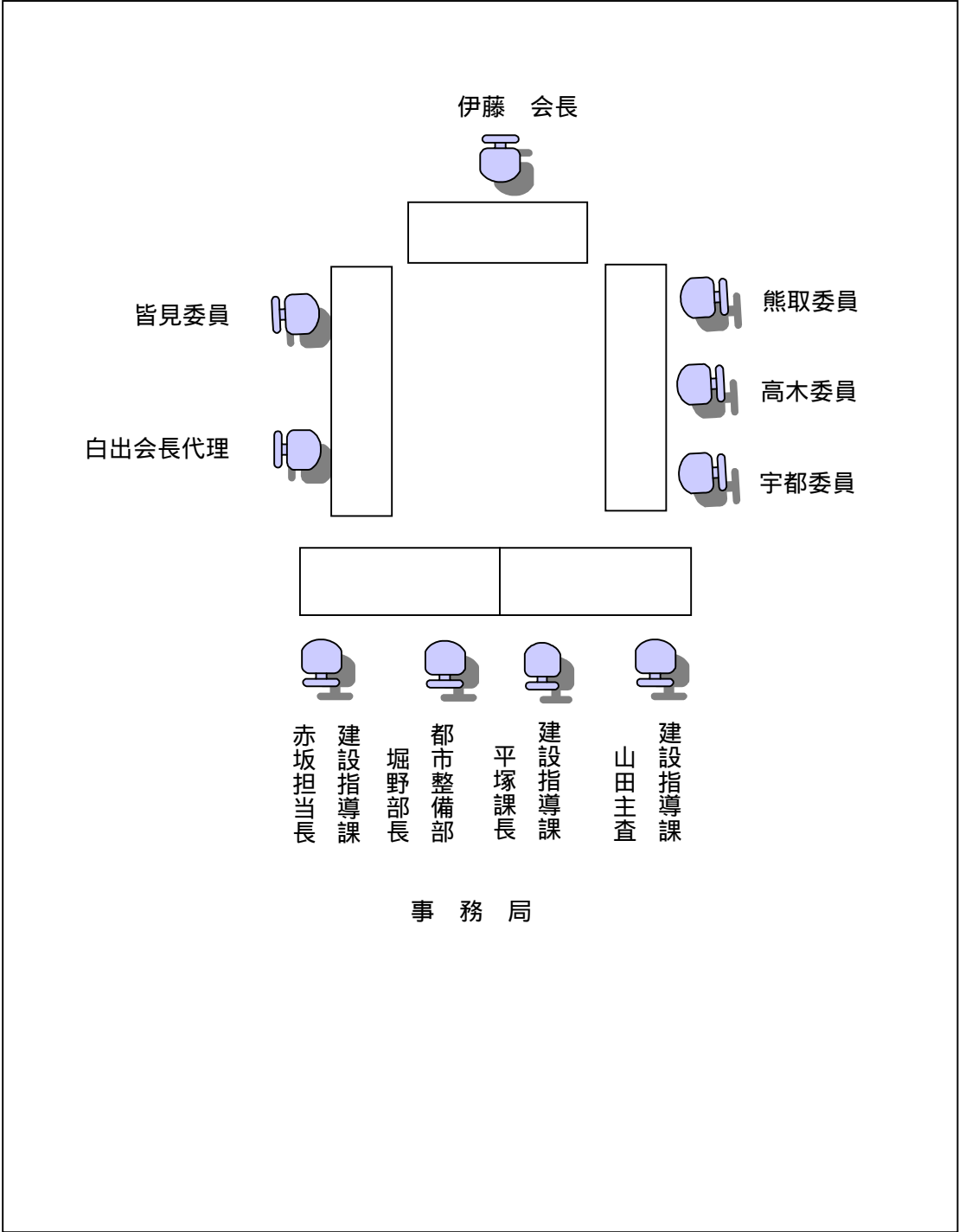
（委員）平成８年の審議会での案件のホテルはまだ着工していないが、計画はなくなったのか。

（事務局）そのようです。

（委員）国際観光ホテル設置奨励条例では市としてホテルを誘致しようという内容であるが、それがラブホテル建築規制条例により弊害になっているかもしれない。それをなくすためにも審議会は速やかに開き結論を出すことが大切であると思う。

（事務局）ホテルの届出があれば、速やかに連絡させていただき審議会を開かせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

議 案 審 議 配 席 図



平成 20 年度 第 1 回岸和田市ラブホテル建築審議会

会 長 (伊藤 伸史)

---

委 員 (白出 尚美)

---

委 員 (皆見 量政)

---